

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和6年 第4回定例会)

質 問 順 位	8	6 番 議 員	天 本 勉
質 問 事 項 1	基山町の市街化調整区域における地区計画の運用基準について		
質 問 の 要 旨	都市計画法第 34 条の規定において、市街化調整区域に係る開発行為については第 1 号から第 14 号のいずれかに該当すると認める場合でなければ都道府県知事は開発許可してはならないとなっている。 同条の第 10 号に地区計画が規定され、市街化調整区域における地区計画の開発については、基山町は令和 3 年 10 月に作成された「市街化調整区域における地区計画の運用基準」に基づき運用されているが、その内容について問う。		
具体的な質問 及 び 質問の相手	(1)	運用基準の基本的な考え方を示せ	町 長
	(2)	運用基準の基本的な事項を示せ	町 長
	(3)	立地要件、調整池等の技術的基準等を示せ	町 長
	(4)	開発規模については、調整池の設置基準を 1 ha 以上とすべきではないか	町 長
	(5)	真尻地区の地区計画（案）では調整池は 1 箇所となっているが、放流先の流下能力を含め十分精査しているのか	町 長

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和 6 年 第 4 回定例会)

質 問 順 位	8 6 番 議 員 天 本 勉	
質 問 事 項 2	基山町の農業における地域計画策定の取組について	
質 問 の 要 旨	全国的に高齢化や人口減少が進む中、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。 こうした状況を踏まえ、地域において農地が利用されやすくなるように、農地の集積・集約化等を進めるとともに、人材の確保・育成を図ることが喫緊の課題となっている。 そのような中、令和 5 年 4 月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、「目標地図」を作成することが義務づけられた。この「目標地図」は 10 年後の農地を、どの担い手に集積・集約するかを表した農地利用の将来図となるものである。 令和 7 年 3 月末までに、地域・農業者・関係機関との協議を経て、地域計画を策定・公表することとされているが、策定に向けた基山町の取組について問う。	
具体的な質問 及 質問の相手	(1) 地域計画の策定に向けた現在の取組状況を示せ (2) 地域計画のメリット・デメリットを示せ (3) 法改正に伴う農地の今後の手続き等について示せ (4) 今後のスケジュールを示せ (5) 課題である地域農業を守っていくための人材の確保・育成をどのように図っていくのか	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長